

岐阜県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例

平成19年2月1日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、岐阜県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長(以下「広域連合長等」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 広域連合長等の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 広域連合長等には、その職に就いた日から、それぞれ報酬を日割によって計算した額で支給する。

2 広域連合長等が、任期満了、辞職、失職の場合又は死亡した場合には、その日までの報酬を日割によって計算した額で支給する。

3 報酬は、毎年4月1日から翌年3月31日までを計算期間とし、毎年3月31日までに支給する。ただし、第2項の場合又は3月に広域連合長等に就いた場合は、当該月の翌月末日までとする。

(費用弁償)

第4条 広域連合長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員等旅費条例(平成19年条例第21号)中広域連合長等の旅費に関する規定を適用する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、広域連合長等に対する報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	報酬(年額)
広域連合長	60,000円
副広域連合長	50,000円